

表 1

医療法人等に係る所得金額の計算書
(経費配分方式)

社会保険診療所得額算出表

管理番号	
法人名	
事業年度	・ ・ ・ ・ ・

区 分		総 額	内 訳		摘 要
			社会保険	一 般	
医療 事業 収入 金額	診療収入金額	A ①	円 B 27	円	
	その他付随収入金額	②			
	小 計 ①+②	A' ③	B' 28		
その他事業収入金額		④			
総収入金額 ③+④		⑤			
経 費	専 属 経 費	⑥			
	共通 経費	医療直接費	⑦		
		一般管理等	⑧		
	その他事業経費		⑨		
	小計⑥+⑦+⑧+⑨		⑩		
特別 損益 等	益 金	専 属	⑪		
		共 通	⑫		
	損 金	専 属	⑬		
		共 通	⑭		
	差引小計⑪+⑫-⑬-⑭		⑮		
経費合計 ⑩-⑮		⑯			
当期利益 ⑤-⑯		⑰			
税 務 計 算	加算	専 属	⑱		
		共 通	⑲		
	減算	専 属	⑳		
		共 通	㉑		
差引小計 ⑱+⑲-⑳-㉑		㉒			
税務計算後の所得金額 又は個別所得金額 ⑰+㉒		㉓			
法72条の23第2項	加 算	㉔			
	減 算	㉕			
所得金額又は個別所得金額 ㉓+㉔-㉕		㉖	29	30	
(注) 1 共通損益あん分率 医療直接費 B/A= その他 B'/A'= (例) あん分される経費等の額のうち最も大きい額が、一般管理等⑧の「214,321,337円」の9けたである場合 その他 B'/A' = 522,412,031/594,822,733 = 0.8782650729 ← 小数点以下10けた目以下を切り捨てる。			小数点以下の数値はあん分される経費等の額のうち、最も大きい額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の数字を切捨ててください。		
2 この表は、地方税法施行規則第六号様式別表五記載のための補助資料として作成してください。 ※ 損益計算書、貸借対照表、法人税法施行規則別表一(一)、四、五(一)、五(二)、六(一)〔連結法人は、個別帰属額の届出書、別表四の二付表、五の二(一)付表、五の二(二)付表一、六の二(一)〕及び「雑益、雑損失等の内訳書」の写しを添付してください。					

表3

経 費 の 内 訳

1 専 属 経 費

(1) 社会保険診療

区 分	金 額
貸 倒 損 失	
計	

(2) 一般診療等

区 分	金 額
貸 倒 損 失	
法 人 事 業 税	
計	

(注) 損益計算書等から専属経費(社会保険診療又は一般診療等に係る経費)を記載してください。

一般診療等に係る経費は、表2の一般診療収入金額及びその他付随収入金額を稼得するために要した費用として明確に区分できる経費を記載してください。

専属経費に分けられない経費は、共通経費として医療直接費と一般管理費等に分けて、記載してください。

医療直接費と一般管理費等に区分することが困難な場合は、一般管理費等に記載してください。

なお、共通経費の区分方法は次のとおりです。

区 分	医療直接費とするもの	一般管理費等とするもの
役 員 報 酬	医師、薬剤師、看護婦、歯科技工士、助手等医療に直接従事する者及び給食賄人分	役員、事務員及び雇用人分
給 料 、 手 当		
退 職 金		
法 定 福 利 費		
給 食 費 (材 料 費)	患者用	付添用、職員用
減 価 償 却 費	医療機械、診療用車両分	建物その他直接費以外のもの
消 耗 品 費	医療用(診療材料費)	一般用、事務用

(注) 1 給食費の区分については、例えば給食数であん分する等妥当な方法で行ってください。

2 医療に従事している役員の報酬(給料)の区分については、例えば給与割合、収入割合であん分する等妥当な方法で行ってください。

直法様式第17号

表4

特別損益等の内訳

1 特別損益

(1) 益 金(特別利益等)

区 分	共 通	専 属	
		社会保険	一 般
貸倒引当金戻入			
退職給与引当金戻入			
土地譲渡益			
償却資産譲渡益			
有価証券譲渡益			
租 税 還 付 金			
仕 入 値 引			
保険解約返戻金・満期返戻金			
計			

(2) 損 金(特別損失等)

区 分	共 通	専 属	
		社会保険	一 般
貸倒引当金繰入			
土地処分損			
償却資産処分損			
有価証券譲渡損			
法人税等充当金繰入			
計			

2 税務計算(法人税法施行規則別表四、別表四の二付表)の内訳

区 分	共 通	専 属		
		社 会 保 険	一 般	
加 算	損金の額に算入した法人税	円	円	円
	損金に算入した道府県民税及び市 町 村 民 税			
	損金の額に算入した道府県民 税 利 子 割			
	損金の額に算入した納税充当金			
	損金の額に算入した附帯税(利子割除く。)、加算金、延 滞金(延滞分を除く。)及び過怠税			
	減価償却の償却超過額			
	交際費等の損金不算入額			
	寄附金の損金不算入額			
	法人税から控除される所得税額			
	計			
減 算	減価償却超過額の当期認容額			
	納税充当金から支出した事業税 等 の 金 額			
	受取配当等の益金不算入額			
	法人税等の中間納付額及び過 誤納に係る還付金額			
	所得税額等及び欠損金の繰戻 しによる還付金額等			
	計			

- (注) 1 診療収入又は、その他付随収入となるものについては、表2の「税務計算により振り替える額」の欄に記載してください。
 2 「納税充当金から支出した法人事業税」、「受取配当等の益金不算入額」については、「専属一般」の欄に記載してください。